

●「スマートセーフティ～みんなが作る消費者市民社会」テキストのねらい

本テキストは、本格的な社会生活を始める前の高校生を主な対象としています。

一つ目のねらいは暮らしの中の製品事故を減らすことです。

まず、身近な製品事故の原因を探り、消費者の誤使用、不注意があることに気づきます。次に、企業や行政の事故防止策について知り、企業や行政の安全に対する役割と責任について学びます。そして、防止策があっても事故が起きている現実をとらえ、事故防止するにはどうすればよいかをディスカッションします。製品安全に対する興味関心を持ち、防止策を今後の生活に役立てます。

二つ目のねらいは、消費者市民の視点を育むことです。

消費者、企業、行政という社会を構成する三者の立場で防止策を考える過程で、もっと安全な社会を作るためには消費者も含めた三者の連携・協力が重要であり、消費者の社会参画が必要であることを理解します。自分だけでなく、社会全体の安全を考えていきます。

●指導の手引き『解説とプラス情報』の使い方

「事故は起きている□1～□4」と、「事故を防ぐ—消費者の意思決定—」には、問(Q)が設けられています。

➤ 解答例 生徒が考えて答えてほしい解答例です。

指導上のポイント 生徒の解答を引き出すためのポイントです。参考にして声かけしてください。

プラス情報(用語解説等)

テキストに関連するプラスの情報です。ディスカッションを深めるときや発表の講評のとき等に活用してください。

□付属シート ディスカッション「みんなで考えよう」や授業のまとめにお使いください。必要に応じて拡大してください。

目次

■テキストのねらい／指導の手引きの使い方	1
■授業案	
授業案 A 「製品安全についてみんなで考えよう」	2
「みんなで考えよう」の効果的な進め方	3
授業案 B 「事故を防ぐ消費者の意思決定」	4
授業時間数に応じた授業案の活用	5
■解説とプラス情報	
事故は起きている □1 正しい使い方を知っていますか	6
事故は起きている □2 知ってはいるけど…	8
事故は起きている □3 モノはこわれる	10
事故は起きている □4 リコール情報に気づかない	12
事故を防ぐ —企業の責任—	14
事故を防ぐ —行政の責任—	15
事故を防ぐ —消費者の意思決定—	16
みんなが作る安全な社会—消費者市民社会へ向けて—	18
□付属シート	
振り返りシート	
ランキングシート	

授業案 A 「製品安全についてみんなで考えよう」

対象: 高校生 1 クラス 40 名 (1 グループ 6~7 名で 6 グループ)

時間: 50 分 (1 時限)

【学習のねらい】

- ① 身近な暮らしの中に製品事故の危険があることに気づかせる。
- ② 10 代に多いコンタクトレンズ事故の原因と、リスクを正しく認識していない現状をとらえる。企業と行政の取り組みについて伝える。
- ③ 消費者・企業・行政の立場で事故の防止策を話し合うことで、思考力・コミュニケーション力をつける。
- ④ 消費者が積極的に社会に関わり、企業・行政と連携・協力をする重要性を理解させる。

【高等学校学習指導要領】

- ・家庭科「消費生活」に対応
- ・討論・発表を含む言語活動を
取り入れた授業内容

時間	学習内容と活動	指導上の留意点	準備物
導入 10 分	製品を使ったときのヒヤリハットの経験を出し合う。 ◆DVDまたは写真(P.3~4) ・製品事故の映像を見て、身近な暮らしに潜む危険を知る。 製品事故の原因に関するグラフを見て特徴を読み取る。 ◆安全って何だろう?(P.2) ・消費者の誤使用、不注意も事故の原因であることに気づく。 ・製品には必ずリスクがあり絶対安全はないことを理解する。 テキストの 4 タイプの事故を概観し、様々な原因を知る。 ◆事故は起きている 1、3、4 (P.5~12)	・今までのヒヤリハット経験を聞く。 ・安全か危険かの二者択一ではないことを理解させる。	テキスト DVD
展開 I 10 分	事故は起きている 2 (P.7~8) みんなで問やワークを考える。 ◆事故は起きている 2 ・事故に至る状況と資料から事故の原因を読み取り、共有する。 ・原因となる行動をしてしまった本音を探り、意見を出し合う。 ・ワークを通じて企業・行政の取り組みを理解するとともに問題点を探る。 企業・行政の責任と連携・協力体制について理解する。 ◆事故を防ぐ 一企業・行政の責任一 (P.13~14)	・コンタクトレンズ使用者に眼病等の体験と理由を聞く。 ・企業や行政の取り組みの感想を聞く。 ・P.13~14 下の図で、消費者からの情報が安全安心な社会につながることを確認。	コンタクト レンズの 添付文 書や外 箱
展開 II 25 分	グループディスカッションを実施する。 ◆みんなで考えよう②(P.8) ・進め方について説明を聞く。 (手引書 P.3「みんなで考えよう」の効果的な進め方 参照) グループディスカッション (10 分) ・グループごとに立場を決めて事故の防止策を話し合う。 (立場: 消費者、メーカー、行政 各 2 グループずつ) 発表 2 分×6 グループ (12 分) ・グループごとに話し合った防止策を発表する。 ・立場の違いや自分たちの意見との違いを比較しながら聞く。	・話しやすい雰囲気を作る。 ・講師は各グループを回り、どんな意見も否定せず、自由な発想を促す。 ・発表者は相手に分かりやすく伝えるように指導する。	みんなで 考えよう シート② ランキン グシート 拡大版 付せん
まとめ 5 分	ディスカッションによって消費者の社会参画、企業・行政との連携、協働の重要性を理解し、自分だけでなく社会全体の安全を考える。 ◆みんなが作る安全な社会-消費者市民社会へ向けて-(P.17) ・下の図の消費者、企業、行政のセリフを読みながら、社会の中での消費者の役割を理解する。 ・これからの自分の行動に結び付ける。 振り返りシートに記入し、今日の授業をまとめる。	・社会を構成する一員である消費者の役割をまとめる。 ・製品安全で、高校生ができることは何か問いかける。	振り返り シート

「みんなで考えよう」の効果的な進め方

ランキングシートを使った進め方

教材・教具： みんなで考えようシート(1～4のいずれか)、ランキングシート(拡大版 各グループに1枚)、付せん(各グループに30枚程度)

【グループディスカッション】 10分

- ① あらかじめグループ分けをしておく。1グループ6～7名×6グループ。
- ② グループごとに話し合う立場を決める。
・消費者x2グループ、メーカーや販売店x2グループ、消費者行政x2グループ
- ③ ランキングシートと付せんに配布する。
- ④ ランキングシートの《話し合う立場》…自分のグループの立場を○で囲む。
- ⑤ 生徒は制限時間内に思いついた意見をどんどん付せんに書き、ランキングシートに貼っていく。
・講師は各グループを回り、どんな意見も否定せず、自由な発想を促す。
・意見が出ていないようならヒントを出す。

ヒント・講評のポイント

- 消費者…消費者が自ら身を守るために動くという視点が入っているか？企業や行政への要望はあるか。
 - メーカーや販売店…メーカーだからできることで、消費者にわかりやすい対策が挙げられているか？
 - 行政…行政だからできることで、消費者にわかりやすい対策が挙げられているか？
- 具体的には、P.6～13 事故は起きている①～④ みんなで考えよう①～④「生徒の反応例」参照

- ⑥ 意見がたくさん出てきたところで、時間を区切り、上から重要度の高いものを貼っていく。
・グループでランキングの理由を話し合いながら、貼り直す作業をする。

【発表】 2分×6グループ 12分

- ⑦ グループごとにランキングシートをみんなに見せながら、事故の防止策とランキングの理由を発表する。
- ⑧ 他グループの発表を聞く時、みんなで考えようシートにメモをする。
- ⑨ 講師はクラス全体に、発表を聞いた感想を問いかける。
- ⑩ 講師が講評する。

みんなで考えようシートを使った進め方

教材・教具： みんなで考えようシート(1～4のいずれか)

- ① あらかじめグループ分けをしておく。1グループ6～7名×6グループ。
- ② グループごとに話し合う立場を決める。
・消費者x2グループ、メーカーや販売店x2グループ、消費者行政x2グループ
- ③ 自分のグループの立場を○で囲む。
- ④ ランキングシートの代わりに、みんなで考えようシートに意見を書き込んでいく。
- ⑤ 書き込んだシートをグループで見せ合い、話し合い、重要度の高いものから順に決めていく。
- ⑥ グループのひとりが話し合いの結果をまとめる。
- ⑦ グループごとに、まとめを見ながら発表する。
- ⑧～⑩は上記の⑧～⑩と同じ

※グループに分けないで、クラス全体で消費者、企業、行政と立場を変えながら話し合ってもよい。

授業案 B 「事故を防ぐー消費者の意思決定ー」

対象:高校生 1 クラス 40 名(1 グループ 6~7 名で 6 グループ)

時間:50 分(1 時限)

【高等学校学習指導要領】

・家庭科「消費生活」に対応

【学習のねらい】

- ① 自転車を例に、安全の基準で商品選択するのに必要な情報を読み解く力をつける。
- ② 消費者が意思決定を通して社会に影響を与え、より安全な社会の実現につながることを理解させる。
- ③ 多様性を尊重し、自分だけでなく他者や社会全体の安全まで考えさせる。

時間	学習内容と活動	指導上の留意点
導入 5 分	<p>前回の授業を振り返る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故は起きている 1~4 を見て前回の授業を振り返る。(P.5-12) ・事故を防ぐ 企業、行政の責任(P.13-14)から消費者を含めた三者の役割と責任を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の一員としての消費者の位置付けを明確に示す。
展開 I 20 分	<p>商品選択の意思決定を通して安全を考える。</p> <p>◆商品を選ぼう！(P.15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表の情報を見比べ、それぞれの自転車の違いを読みとる。 ・普段の選択基準で自転車を選び、各自の選択基準を明確にする。 ・安全を重視して商品選択した場合、注目した項目は何か確認する。 <p>自転車の事故例から商品の選択について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故例を読み、事故原因に下線を引く。 ・自分の自転車の乗り方を振り返り、乗り方や自転車の選び方で事故を防ぐ方法を考える。 <p>【発展】自動車の事故で加害者になった場合との違いを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車を保有する場合は自動車損害賠償責任保険への加入が義務付けられ、損害賠償を補償している。自転車の場合、義務はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が注目した項目を発表させる。 ・安全の機能について理解させる。 ・損害賠償など難しい言葉を説明する。 ・同じような乗り方をした経験を聞き、事故を自分のこととして考えさせる。 <p>【発展】自動車の自賠責保険と自転車の違いと課題を問いかける。</p>
展開 II 20 分	<p>お店の選択の意思決定を通して安全を考える。</p> <p>◆お店を選ぼう！(P.16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表の情報を見比べ、それぞれのお店の違いを読みとる。 ・普段の選択基準でお店を選び、各自の選択基準を明確にする。 ・自分で対応できないトラブルに対してどう対処するか考える。 <p>【発展】自動車の車検制度との違いを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車も命を運ぶ車両であるが所有者に点検整備の義務はない。 ・テキスト P.9 のバスタブ曲線を参照にしても良い。 <p>消費者の選択が及ぼす社会への影響について意見を出し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちが安全を重視して選択したら、お店や商品の品ぞろえ、サービスにどのような影響を与えるかを考える。また、安全を重視しなかったらどうなるかについても意見を出し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が注目した項目を発表させる。 ・安全に乗るため、店選びには修理・点検整備の利便性が大事であることに気づかせる。 <p>【発展】自動車と自転車の点検整備制度の違いと課題を問いかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自の消費行動が社会に与える影響を理解して意思決定する意味を伝える。
まとめ 5 分	<p>消費者の意思決定のあり方が社会を変える原動力になることを理解し、行動に結びつける。</p> <p>◆みんなが作る安全な社会-消費者市民社会へ向けて-(P.17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図から、社会の一員である消費者の行動や発信の大切さを再確認し、自分は何ができるか考える。 ・自分だけでなく他者や社会全体の安全も考え、行動につなげる。 <p>振り返りシートに記入し、今日の授業をまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒(消費者)も社会に関心を持ち、参画することを促す。 ・自転車の選択や乗り方で高校生は他者への配慮や社会全体の安全のために何ができるか問いかける。

授業時間数に応じた授業案の活用

1時間で実施する場合 授業案Aのみ（50分×1）

- ◆授業案A「製品安全についてみんなで考えよう」手引書 P.2 参照

【取り上げる事故例】「事故は起きている②」を採用しているが、①、③、④でも同様の授業展開ができる。授業実施時のクラスや社会の関心事なども併せて検討し、事故例を決めるとより効果的な授業となる。

2時間で実施する場合 その1 授業案A+授業案B（50分×2）

【2時間での目標】製品の安全な使い方から安全な製品を選ぶ意思決定の過程とその重要性まで理解する。消費者の役割と責任を自覚し、行動につなげる。

- ◆1時間目：授業案A「製品安全についてみんなで考えよう」手引書 P.2 参照
- ◆2時間目：授業案B「事故を防ぐー消費者の意思決定ー」手引書 P.4 参照

2時間で実施する場合 その2 授業案A(前半)+授業案A(後半)（50分×2）

【2時間での目標】消費者の誤使用や不注意で起きる事故の原因と背景に気づき、製品事故を減らすための危険回避力をつける。事故防止策を三者の立場で考えて、消費者の役割と責任を理解する。

- ◆1時間目：授業案A「製品安全についてみんなで考えよう」(前半)

導入	DVD、テキスト P.3～4 ・DVD や写真を見て、身近な暮らしの中に製品事故があることに気づく。
展開	テキスト P.5～12 事故は起きている 1～4 ・4つの製品による事故の原因と背景を考える。 ・事故を回避するために消費者がすべきことを理解する。 ・それぞれの事故に対する企業・行政の取り組みについて知る。 テキスト P.13～14 ・事故を例にとりながら、企業と行政の役割と責任について理解する。
まとめ	消費者の誤使用や不注意による事故に対して企業や行政は取り組みを実施しているが、事故はなくなる。このような事故をなくすためにはどうすれば良いか、次回の授業で話し合いをする。

- ◆2時間目：授業案A「製品安全についてみんなで考えよう」(後半)

導入	前時の振り返り テキスト P.13～14 ・企業・行政の役割と責任について再確認する。
展開	テキスト P.7～8、みんなで考えよう② ・事故を防ぐためにはどうすればよいか、消費者、企業、行政の立場に分かれて話し合う。 ・発表・講評
まとめ	テキスト P.17 ・三者の立場で事故の防止策を話し合う過程で、社会における消費者の役割と責任を理解する。高校生ができることは何か考え、行動に結びつける。振り返りシートで各自授業をまとめる。

●このページのねらい

安全の確保のために企業や行政が行っていることを知る。
「安全」のためには、製品の正しい使い方が前提であることに気づく。



<Q1> なんでこうなったの？

➤ 解答例

・毎日電源コードを本体に巻くことでコードの内部が断線したから。

指導上のポイント 事故に至る経緯と、取扱説明書、X線写真に着目させる。

(P.5)

(P.6)

<Q2> どうしてそんなことをしていたの？

➤ 解答例

・きれいに片づけようと思ったら、巻きつけるしかない。・巻きつけるのが正しい片づけ方と思っていた。

指導上のポイント 生徒それぞれの自宅では、使用後どのようにしているのかを思い返してもらい、なぜそのようにしているのかを考えさせ、本音を引き出す。

<ワーク> P.5～6 の企業や行政の取り組みの中で、電源コードの断線事故を防ぐのに効果的だと思うところを線で囲みましょう。

➤ 解答例

・イラストが入っているのでだめな状態がわかりやすい。・行政のルールなのでどのメーカーも同じ基準だ。

指導上のポイント P.5 の取扱説明書は、文字だけの場合と比べるとどうかを考えさせる。P.6 の企業の取り組み例が断線対策であることを知っているか投げかけ、このような取り組みを消費者に知ってもらうためにはどうしたらよいかを考えさせる。

【発展】企業の取り組みで有効なものは業界基準になることがあることを説明しつつ、行政による統一のルール作りと比べてどちらが効果的か、事故多発など緊急を要する場合はどうかなどを話し合わせる。

<Q3> 対策があっても事故は起きています。このような事故にあってしまったら、あなたはどのようにしますか？

➤ 解答例

・事故の相談や苦情をメーカーのお客室相談室や消費生活センターに電話で伝える。

指導上のポイント P.13～14 の消費者、企業、行政の三者の連携の図を使って、企業、行政に情報が集まり対策が取られて次の事故の未然防止につながることを説明。出発点(消費者の情報提供(苦情、相談))を辿らせ、消費者の行動が安全安心な社会につながると気づかせる。

みんなで考えよう① 「正しい使い方を知らない」ことで起きるこのような事故を防ぐために

① 消費者であるあなたやあなたのまわりの人は、どうすればよいでしょうか？

➤ 生徒の反応例

・取扱説明書で、してはいけない事を確認しておく。

・断線発火事故注意の警告表示シールを商品に貼ってもらうようメーカーのお客室相談室に伝える。

指導上のポイント P.13 から取扱説明書には残留リスクが書いてあることを押さえておく。取扱説明書は分かりやすいか、読む気になるか、取扱説明書以外で正しい使い方の情報を得られるようにする方法はないか等のヒントを与え、事故を防ぐために必要な情報をどのようにしたら得られるか、得やすくなるか考えさせる。

② もし、あなたがヘアドライヤーのメーカーや販売店の人だったら、どう対応したいですか？

➤ 生徒の反応例

・取扱説明書だけでなく商品本体に注意事項を載せる。・販売時にしてはいけないことを説明する。

・コードレスのドライヤーを開発する。

指導上のポイント 必要な情報の消費者への伝え方、取扱説明書の記載方法の工夫、残留リスクを減らすためにできること(商品開発など)について、メーカーや販売店の人になったつもりで具体的に実施できると思うことを話し合わせる。

③ もし、あなたが消費者行政の担当者や消費者庁長官、内閣総理大臣だったら、どう解決したいですか？

➤ 生徒の反応例

- ・実際の使用により近い試験にルールを変える。・目立つ警告表示の仕方をルール化させる。
- ・家庭科の授業で電気製品の安全な使い方を教える時間を設ける。

指導上のポイント はじめに P.14 で行政ができることを押さえておく。メーカーや販売店に対して新たなルールを作ったり、消費者に対して誤使用を防ぐためにできることなども考えさせる。学校も情報提供の場となることを声かけする。

取扱説明書記載事項

取扱説明書には製品の使い方以外の情報も掲載されている。特に安全上の注意事項は重要な情報である。

例:ヘアドライヤー

- 安全上の注意事項 ○各部の名称 ○基本的な使い方 ○手入れ方法
- 定期点検、修理前の確認事項、愛情点検、定格・仕様 ○商品の特長 ○保証とアフターサービス

※大手家電メーカーなどでは、各社 Web サイトに販売製品の取扱説明書がアップされている。

【発展】ジャンルの異なる商品や同種の商品の様々な取扱説明書を持ちより記載内容、量、図の活用、言葉の説明などを比較して、取扱説明書に求められることなどを話し合う発展学習もできる。

取扱説明書に対する消費者の希望

「家電製品の取扱説明書(マニュアル)についてのアンケート(2009年1月)」より

(対象:財団法人日本消費者協会 消費生活モニター400名 有効回答数364名、有効回答率91%)

取扱説明書を一度も読まなかった製品がある人	39.3% 理由 読まなくてもわかる操作しかしないから(87.4%)
家電製品の取扱説明書の改善希望点	読みやすさ、分かりやすい言葉(専門用語、横文字対策)、簡潔さ、誰にでもわかりやすく、メーカー間での統一ルール、安全性(安全面に関わることは必ず目にするところに、禁止事項はしつこいくらいに解説を)、ビジュアル性、保管のしやすさ、等

行政からの注意喚起

「ヘアドライヤー電源コードに関する危険」
東京都生活文化局消費生活部生活安全

平成23年5月

消費者アンケート調査から電源コードを巻きつけて保管している人が全体の39%、提供された現物の中に電源コードの断線が確認されたものもあった。報告書は消費者、公的機関等に情報提供され、消費者センターなどで注意喚起されている。



NITE 独立行政法人製品評価技術基盤機構

ヘアドライヤー断線事故等の再現テストを行い、注意喚起リーフレット、動画等を作成。HPでも公開している。

●このページのねらい

「いけないと知っていてもしてしまう」ことが原因で起きる事故に対し、正しく危険を理解し事故を防ぐという課題解決を通して製品安全への意識を高める。



<Q1> なんでこうなったの？

➤ 解答例

- ・コンタクトレンズは、つけたまま寝てはいけないのにつけたまま寝てしまったため。痛みがあったのにすぐに眼科に行かなかったため。

指導上のポイント イラストを見て高校生の日頃の生活を思い起こさせながら、事故に至る前の状況が、資料や眼科医の注意事項に当てはまることに着目させる。Q1 を考えた後、イラストの中の「コンタクトレンズはずさなきゃ…」という言葉から、はずさないといけないことを知っていたことを共通理解してから Q2 に入る。

<Q2> どうして「してはいけないと知っている」のに、コンタクトレンズをつけたまま寝てしまったのかな？

➤ 解答例

- ・面倒、1日くらい平気かな、今までだって大丈夫だった、みんなもしている、ついっっかり、

指導上のポイント 自分が事故の当事者だったとしたら「まーいっか」などの言葉の根底にある気持ちや「だって…」の後に続く言葉を考えることで、事故の背景にある消費者の本音を引き出す。コンタクトレンズ使用者の体験をやり取りして議論を深める。

<ワーク 1> コンタクトレンズをつけたまま寝ることへの注意は、添付文書のどこに書いてあるでしょうか？下線を引きましょう。

➤ 解答例

- ・添付文書の左最下段の●装用時間を正しく守ることから右上 3 行目まで。

指導上のポイント 生徒の関心を事故に対する取り組みに移してワークを実施。実際に添付文書を読んで内容や読みやすさなどについて感想を聞き、先の話し合いにつなげる。

<ワーク 2> 行政の取り組みの中で、この事故を防ぐためのものはどれでしょうか？下線を引きましょう。

➤ 解答例

- ・「販売時には、使用者に適正な使用のために必要な情報を伝えるようにして下さい。」のところ

指導上のポイント 厚生労働省が平成 25 年 6 月 28 日に企業・業界団体に対して「適切使用に関する情報提供等の徹底について」再度の指導を行っていることなどに触れる。P.13-14 の下図を見ながら、社会は、消費者、企業と行政で成り立っていて、病院を受診した消費者の事故情報が行政に集まることで、次の事故の未然防止につながることを確認しておく。

みんなで考えよう② 「知ってはいるけれど…」つい…が原因で起きるこのような事故を防ぐために

① 消費者であるあなたやあなたのまわりの人は、どうすればよいでしょうか？

➤ 生徒の反応例

- ・Web 上の情報などコンタクトレンズの病気について調べる。・事故に関する情報を友達と共有する。
- ・添付文書に眼病の写真を入れて欲しいと依頼する。・学校でのコンタクトレンズ講座開催の依頼。

指導上のポイント Q2 の消費者の本音を踏まえ、過信せず事故の危険を正しく認識するのに必要なものは何かを考える。消費者としてメーカーや販売店、行政への意見の発信も大事なポイントとなる。

② もし、あなたがコンタクトレンズのメーカーや販売店の人、眼科医だったら、どう対応したいですか？

➤ 生徒の反応例

- ・添付文書に事故の写真のをせる。・販売時に、正しく使用しない場合の眼病の写真や最悪の結果を丁寧に説明する。・CMなどで注意を促す。・正しく使えない人には、販売をしない。

指導上のポイント Q2 の消費者の本音や添付文書に対する感想を踏まえ、メーカーや販売店の人、眼科医になったつもりで事故を防ぐために添付文書や広報、製品そのものをどうすればよいか、

その他有効な方法を自由に具体的に話し合わせる。できれば何種類か添付文書を用意しておくと比較できてわかりやすい。

【コンタクトレンズの販売】薬事法上、処方箋の提示は義務ではない。しかし、適切な指導、アフターケアなど装用者の目の安全確保のため、多くのメーカーや販売店が独自ルールで処方箋提示による販売を行っている。

③ もし、あなたが消費者行政の担当者や消費者庁長官、内閣総理大臣だったら、どう解決したいですか？

➤ 生徒の反応 例

- ・消費者に事故の情報がもっと届くように Web などを使う。 ・販売店を定期的に訪問チェックする。
- ・優良販売店、メーカーの取り組み事例を公表する。 ・学校でコンタクトについての講習会を実施する。

指導上のポイント 消費者の本音、行政の取り組みを踏まえ、消費者に対する取り組み、企業に対する取り組みなど具体的に話し合わせる。学校での健診や講座などは身近で考えやすい。

コンタクトレンズの種類と特徴

コンタクトレンズの種類	長所	短所
ハードコンタクトレンズ	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な眼障害の発生頻度が少ない ・眼球への酸素供給量が多い(ガス透過性) ・レンズの寿命が長い 	<ul style="list-style-type: none"> ・最初異物感がある ・ずれやすい ・レンズが曇る
ソフトコンタクトレンズ	<ul style="list-style-type: none"> ・装用感が良好である ・レンズが曇ったりずれたりしない ・激しいスポーツでも装用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な目の障害の発症が多い ・角膜障害に気づきにくい ・耐久性に劣る

→使い捨てコンタクトレンズと呼ばれるものには、ソフトコンタクトレンズの 1 日タイプ、1 週間連続装用タイプのように洗浄が必要ないものと、2 週間頻回交換タイプ、定期交換タイプ(1ヶ月～6 カ月)のように毎日消毒が必要なものがある。

行政や業界団体の取り組み

【行政】医療機関ネットワーク事業

消費生活において生命または身体に被害を生ずる事故に遭い医療機関を使用した被害者から、事故の詳細情報を収集する事業。情報を活用することで、注意喚起や安全対策など事故の再発防止に活かす。必要に応じて消費者庁や国民生活センターや追跡調査を行う。

【行政】(独)医療品資料機器総合機構

ホームページで「知っておきたいコンタクトのはなし」として、異常があった際の眼科医の受診や定期的な検査の重要性を啓発している。

【業界団体】(一社)日本コンタクトレンズ協会

広告・販売、添付文書及び表示に関する自主基準を制定し、法の周知徹底や啓発活動を実施している。

＜広告の自主基準(一部)＞

使用等における性能、安全性の表現

不適切な事例:

「安全なレンズ〇〇〇」

「角膜にほとんど影響を

与えません」



＜啓発ポスター＞

用語の解説

【角膜潰瘍】

角膜表面に深い傷ができる。コンタクトレンズのトラブルの中で非常に重篤なもの。装用時間が長すぎる、つけたまま寝てしまうなどが原因。痛みや充血、視力の低下などが特徴で失明につながる。特に感染を合併した時は非常に危険。ソフトコンタクトレンズ装用者に多い。

【高度管理医療機器(クラスⅢ)】

平成 17 年の薬事法改正により制定。副作用・機能障害が生じた場合に、人の生命や健康に重大な影響を与える可能性があり、適切な管理が必要として厚生労働大臣に指定されている医療機器のこと。コンタクトレンズは、心臓ペースメーカーや人工関節などとともこれに分類される。なお、カラーコンタクトレンズも事故例が多かったため、平成 21 年 11 月よりこの法の規制対象となった。他には一般医療機器(クラスⅠ)管理医療機器(クラスⅡ)などがある。

コンタクトレンズの販売には①都道府県知事の許可が必要②営業所ごとに管理者を配置③適正な使用のための情報提供が努力義務となっている。

●このページのねらい

電気製品を大切に長く使うことは大事だが、長く使うことで事故につながることもある。事前に気づき事故を防ぐためにはどうしたらよいかを考える。



<Q1> なんでこうなったの？

➤ 解答例

- ・ 製品内部の部品が長く使っている間に壊れて火が出た。
- ・ 人がいないときや、寝ている間に火がついたので周囲の物まで燃えた。

指導上のポイント 省エネの観点から使っていなかった古い扇風機を活用する家庭が増えている。事故に至る経緯と、資料のバスタブ曲線に着目させる。

<Q2> どうしてそんなことをしていたの？

➤ 解答例

①動くから使っていた。音は変だと思わなかった。②使いやすいし、お金がかからない。③知らなかった。

指導上のポイント 扇風機以外にも長期使用で調子が悪い製品をだましまし使った経験を思い出させる。事故の背景にある消費者の本音として、「モノを大事に使うことはいいことのはずだ。電気製品にも愛着や馴染みがある」などの言葉を引き出す。

<ワーク> P.10の<企業>や<行政>の取り組みの中で、長期使用による製品事故を防ぐのに効果的だと思うところを線で囲みましょう。

➤ 解答例

- ・ 点検項目がチェックリストになっていて使いやすい。・扇風機本体に表示があるから忘れなくていい。
- ・ 使用期限が表示してあるので目安になっていい。・連絡先が書いてあることがいい。

指導上のポイント 取扱説明書と長期使用製品安全表示制度を読ませ、企業と行政がそれぞれの立場で事故を防ぐ取り組みを実施していることを理解させる。取扱説明書を読んだことのある人や、電気製品に  こんなマークがついているのを見たことがあるか聞く。

<Q3> 取り組みがあっても事故は起きています。このような事故にあってしまったら、あなたはどうしますか？

➤ 解答例

- ・ 事故の相談や苦情をメーカーのお客様相談室や消費生活センターに電話で伝える。

指導上のポイント P.13~14の消費者、企業、行政の三者の連携の図を見ながら、消費者の情報提供(苦情、相談)から企業、行政に情報が集まり対策が取られて次の事故の未然防止につながることをイメージさせる。事故について相談した「消費者」が三者(消費者、企業、行政)のスタートにいることに気づかせる。

みんなで考えよう③ 「モノはこわれる」ことで起きるこのような事故を防ぐために

① 消費者であるあなたやあなたのまわりの人は、どうすればよいでしょうか？

➤ 生徒の反応例

- ・ 取扱説明書には使い方以外に何が書いてあるか見ておく。・古い製品は点検してみる。
- ・ 古くなったら買い換えの時期を考える。・経年劣化の事故例を取扱説明書に記載してほしい。

指導上のポイント 消費者も自ら身を守るという発想を持つよう促して、どういことができるか消費者が具体的にすることを話し合わせる。取り扱い説明書を読んだことがあるか、使う前に点検をしているか聞いてみる。企業や行政に対する要望も検討するよう声かけする。

② もし、あなたが扇風機のメーカーや販売店の人だったら、どう対応したいですか？

➤ 生徒の反応例

- ・取扱説明書に長期使用の事故が多いことを書く。・扇風機売り場に長期使用の事故のポスターを貼る。
- ・設計上の寿命がきたら起動しないようなタイマー内蔵の商品を開発する。

指導上のポイント 事故を防ぐためにメーカーや販売店としてできることは何かを考え、メーカーや販売店の人になったつもりで取扱説明書や販売方法など具体的に実施できると思うことを話し合わせる。「バスタブ曲線」をもう一度見て、事故を防ぐタイミングについても考えさせる。

③ もし、あなたが消費者行政の担当者や消費者庁長官、内閣総理大臣だったら、どう解決したいですか？

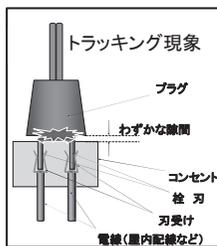
➤ 生徒の反応例

- ・古い製品には購入者に点検や新製品の案内を出せるような制度を作る。・行政からの広告は消費者が興味をひくような内容にする。・安全に寿命を終えられる設計の製品開発を表彰する。

指導上のポイント 表示制度以外に「点検制度」もあることを紹介する。行政の注意や呼びかけに何があるかを考えてもらい、印象的な広告やCMがあったか聞いてみる。

【行政の注意喚起】NITEは事故再現テストを行い注意喚起リーフレット、動画等を作成。HPでも公開している。

絶縁不良やトラッキング現象



扇風機、テレビ、エアコンなどの家電製品において、火災などの事故が発生している。主な事故の原因は経年劣化、絶縁不良である。電気製品にはたくさんの部品が使われている。部品は電気を蓄えたり放出したり、流れを調整したりする働きをする。これらの部品が劣化すると発火して火災が起こったりする。長く使っているテレビや扇風機、エアコンを外出中や就寝中に点けたままにしていたりすると発見が遅れて大きな事故につながる。

愛情点検について



電気製品は、一般的に大きな故障になる前に事前に小さな不具合が現れることが多い。そのため電気製品を長期間使用する場合、異常に気付く日頃のチェックが大事である。また、不具合があればメーカーや専門家の処置が必要である。「財団法人家電製品協会」が家電製品の安全確保のための表示に関するガイドラインの中に使用者の点検を「愛情点検」と定め、マークも左図のように定めた。このマークは製造メーカーにより、取扱説明書・製品本体・カタログなどへ表示を行っている。

長期使用製品安全点検制度



長い間働いている製品は人間の「定期検診」のように節目、節目に専門家による点検を受けることが大切である。例えば購入後5年、10年経った時に販売店に点検を相談することである。安全に使えているようにみえても製品の内部では部品が劣化しているかもしれない。

長期使用製品安全「表示制度」の他に「点検制度」もある。2009年4月1日に消費者が自分で点検することが難しく、また重大な事故につながる恐れのある9品目を「特定保守製品」とした。所有者(消費者)と事業者のそれぞれに義務がある。

- 所有者は購入した時に「登録」
- 点検時期のお知らせが事業者から届く。
- 所有者は「点検」を受ける責務がある。

対象品

- ①屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)
- ②屋内式ガスふろがま(都市ガス用、LPガス用)
- ③石油給湯機 ④石油ふろがま ⑤FF式石油温風暖房機
- ⑥ビルトイン式電気食器洗い機 ⑦浴室用電気乾燥機

●このページのねらい

「リコールに気づかない」「気づいても行動を起こさない」ことで事故が起きていることを知り、どうすればこのような事故を防ぐことができるか考える。



(P.11)

(P.12)

<Q1> この事故の場合は…どうして修理されていなかったのでしょうか？

➤ 解答例

- ・情報に気づけなかった。・他人事だと思っている。
- ・気づいていたが自分の家は大丈夫だと思っていた。

指導上のポイント 事故に至る経緯を説明し、消費者が「リコールに気づかない」「気づいていても行動を起こさない」のはなぜなのか問いかける。

<ワーク1> P.11～12 の企業や行政の取り組みの中で…伝えるのに効果的だと思うところを線で囲みましょう。

➤ 解答例

- ・P.11 チラシ、P.12 新聞社告、行政のリコール情報、テレビのニュース

指導上のポイント P.11～12 の企業、行政の対策の中から、効果的だと思うところを探し出させ、様々な対策がされていることに気づかせる。

<ワーク2> ワーク1 で線で囲んだところが P.13～14 のどこにあてはまるか確認しましょう。

➤ 解答例

- ・企業…商品の回収、改修、交換等リコール、行政へのリコール情報の報告
- ・行政…消費者への事故情報の公表・注意喚起、消費者教育

指導上のポイント P.13～14 の消費者、企業、行政の三者の連携の図を見ながら、事故にあった消費者の情報提供(苦情・相談)から企業、行政に情報が集まり対策がとられて、次の事故の未然防止につながることをイメージさせる。

みんなで考えよう④ 「リコール情報に気づかない」ことや「気づいているのに連絡しない」ことで起きるこのような事故を防ぐために

① 消費者であるあなたやあなたのまわりの人は、どうすればよいでしょうか？

➤ 生徒の反応例

- ・チラシや新聞を気をつけて見る。・行政のリコール情報をチェックする。・テレビのニュースを見る。
- ・リコール情報を知ったら、家庭製品を確認して連絡する。・情報を知ったらまわりの人に伝える。
- ・企業や行政にわかりやすく情報を発信するよう意見を出す。

指導上のポイント Q1の事故原因と消費者の本音を基に、ワーク1、2の企業、行政の対策があっても事故が起きてしまう現状をどう変えるか？消費者が自ら身を守るために具体的に何をするか？具体的に実施できると言うことを話し合わせる。企業や行政に対する要望も検討するよう声かけする。

② もし、あなたが電気こんろのメーカーの人だったら、どうしたいですか？

➤ 生徒の反応例

- ・テレビCMを流す。・購入者を登録しておき直接連絡する。・人が集まる所にポスターを貼る。
- ・テレビやインターネットのニュースで流す。

指導上のポイント Q1の事故原因と消費者の本音を基に、ワーク1、2の企業の対策があっても事故が起きてしまう現状をどう変えるか？事故を防ぐのにメーカーとしてできることは何か？メーカーの人になったつもりで具体的に実施できると言うことを話し合わせる。

③ もし、あなたが消費者行政の担当者や消費者庁長官、内閣総理大臣だったら、どうしたいですか？

➤ 生徒の反応例

- ・広報誌にリコール情報を載せ全戸に配布する。・政府からの広報を消費者の興味をひく内容にする。
- ・毎日テレビのニュースでリコール情報を知らせる仕組みを作る。・SNSで情報発信する。・学校で製品安全の授業を義務づける。・携帯電話でリコール品をチェックでき、そのまま連絡できる仕組みを作る。

指導上のポイント Q1の事故原因と消費者の本音を基に、ワーク1、2の行政の対策があっても事故が起きってしまう現状をどう変えるか？事故を防ぐのに行政としてできることは何か？行政の人になつたつもりで具体的に実施できると思うことを話し合わせる。

リコールとは？

- ①製造、流通及び販売の停止/流通及び販売段階からの回収
- ②消費者に対するリスクについての適切な情報提供
- ③類似事故未然防止のために必要な使用上の注意等の情報提供を含む消費者への注意喚起
- ④消費者の保有する製品の交換、改修(点検、修理、部品の交換等)又は引き取り

を実施することをいう。

出典：消費生活用製品のリコールハンドブック 2010(経済産業省)

リコール未対策品による重大製品事故の発生状況

製品名	2009 年度	2010 年度	2011 年度
石油給湯機	24	29	11
石油ストーブ	4	11	9
電気こんろ	10	8	13
電子レンジ	14	17	8
電気ストーブ	9	11	10
エアコン	8	9	5
自転車用幼児座席	0	8	5
その他	44	48	64
計	113	141	125
重大製品事故 報告件数総計	1, 172	1, 141	1, 169

年間 100 件を超える重大事故が継続して発生。
重大製品事故全体の 1 割強を占めている。

出典：内閣府消費者委員会 消費者安全専門調査会報告書(2013.1.29)

リコール情報サービス

消費者庁 リコール情報メールサービスで担当省庁等が公表したリコール情報を集約して、登録者にメールで直接配信する。

メーカー 商品購入時、ユーザー登録すると、直接リコール情報を受け取れる。

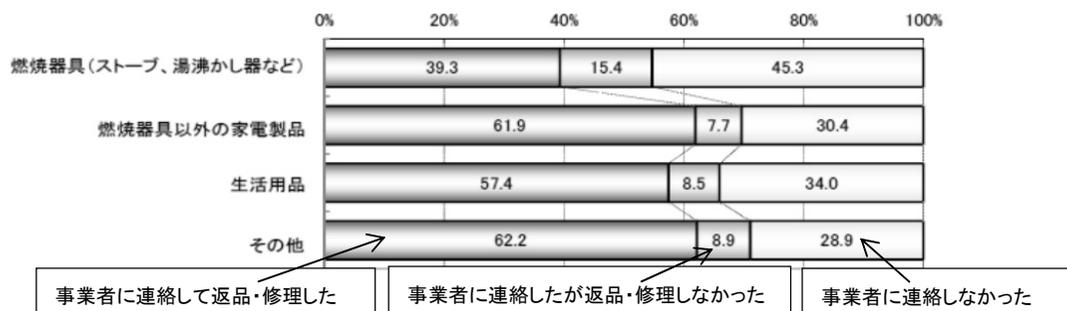
販売店 ポイントカードの履歴を調べ、顧客にダイレクトメールで知らせ、店舗のレジでも注意喚起をしている販売店もある。

内閣府消費者委員会の建議

2013. 1. 29 の報告書を踏まえ、消費者にリコール情報を伝えるツールを最大限に活用することなどを建議した。例えば、乳幼児の安全については母子健康手帳への記載を求めている。

リコール対象品を持っていた消費者へのアンケート

【Q:リコール回収の対象になった製品について、どのように対応しましたか?】



リコール対象品であることを知りながらも事業者に連絡しない消費者の割合が高いことがわかる。

出典：内閣府消費者委員会 「製品回収・リコール」に関する消費者アンケート調査概要(2012.11)

●このページのねらい

企業は、製品の設計段階ではリスクをできるだけ小さくするために安全設計に努め、販売後はお客様相談室を設置して苦情対応に当たり、消費者の安全確保をする責任があることを理解させる。

1 安全設計は3ステップで

指導上のポイント

製品事故における企業と消費者の責任の範囲を明確にする。製品は3段階で安全設計され(スリーステップメソッド)、特に取扱説明書には安全設計をしても取り除けないリスクが記載されていることを理解させる。リスクをあらかじめ知っておくために取扱説明書を読むように促す。また、リスク低減のために、「安全機能を買う」発想が大切であることを知らせる。

リスクとは？安全とは？

(ISO/IEC ガイド 51 国際安全規格より)

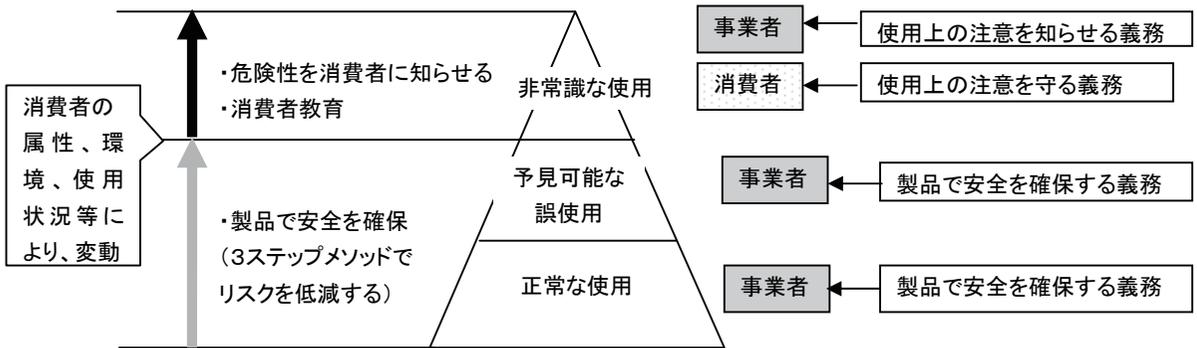
①<リスクの定義> 危害の発生確率×危害のひどさ

②<安全の定義> 受け入れ不可能なリスクがないこと (freedom from unacceptable risk)

「安全とは絶対安全を意味するのではなく、リスクという数量的概念を導入して、それが許容できるまで低く抑えられている状態を意味している。」(出典:向殿政男「よくわかるリスクアセスメント」)

事業者の責任の範囲

「予見可能な誤使用」の範囲までは事業者が製品で安全を確保する責任がある。



出典:NITE「事業者向け誤使用防止ハンドブック」

スリーステップメソッド

製品の設計における3段階のリスク低減方策。リスク低減方策はまず1、次に2、そして3の順番で行わなければならない。(ISO/IEC ガイド 51 国際安全規格)

- | | |
|------------------------|--|
| 1. リスクをできるだけ取り除くか減らす設計 | .. 設計の段階で本質的に危険が存在しないよう、極力危険が小さくなるようにする。(例)尖った所は丸くする |
| 2. 取り除けないリスクには保護手段をとる | .. 安全防護策を施す。(例)ガードで危険なものを囲ってしまい人が近づけないようにする。 |
| 3. それでも残るリスクを、消費者に伝える | .. 残留リスクの表示。付属文書に明記する。
(例)「ここにはこういうリスクがどうしても残っているので気をつけてください」と記載する。 |

2 お客様相談室の設置

指導上のポイント

消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理することは、事業者の責務である。図の上の消費者の苦情が商品改良、事故の未然防止につながることを確認する。あきらめないで消費者が声を上げる大切さを理解させる。行政との連携も押さえる。

【商品改良の例】薬の錠剤やカプセルを取り出さないで包装されているまま服用し食道等を傷つける事故情報が多発⇒利便性は落ちるが、1錠ずつ切り離せない包装に変更した。(1996年 日本製薬団体連合会の業界自主申し合わせ事項)

●このページのねらい

行政は、消費者が安全に製品を使用できるよう基準を定めていること、事故再発防止のための情報を収集・公開し、注意喚起していること、事故にあった消費者の救済の仕組みを作っていることを理解させる。

① 安全のためのルールを作る

指導上のポイント 消費者が使用する製品のうち安全性の確保が求められる製品については、国がその製品を指定し必要な基準を定めていることを理解させる。菱形のマークは直接人体に触れて使用するものなど使用状況によって危険が生じる恐れの高い製品につけられている。

【PSCマークのないライターは販売禁止】 経済産業省は、子どものライターを使った火遊びによる火災の多発を受け、2011年9月27日以降、子どもが簡単に着火できないチャイルドレジスタンス機能が施されたPSCマークを表示したライター以外の販売を禁止している。

② 事故の再発を防ぐ

指導上のポイント 起こった事故の情報を収集・調査・分析・公表することで、事故の再発を防ぐことも行政の責任であることを押さえる。一方で、安全な製品作りに励む企業等の支援もしている。

事故情報データベース

以前は各関係機関に分散していた情報が消費者庁に一元化され、事故情報を迅速に公表し被害の発生、拡大防止を図っている。

事故の原因究明機関

国民生活センター 消費者の使用実態を考慮しながら科学的に信頼性の高い商品テストを実施し、その結果をホームページ等で公表している。所管は消費者庁。

NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構) 製品の事故情報を収集し、再現実験等を実施して原因究明を行い、その調査結果や事故の動向を定期的にホームページ等で公表。調査・分析状況は随時、経済産業省等行政に提供している。所管は経済産業省。

消費者安全調査委員会 2012年10月、消費者庁に設置された。消費者の生命又は身体被害に関わる消費者事故について、事故原因調査等を行うよう求めることができる。2013年8月時点で、92件の申出があり、5件が選定され調査中である。

表彰制度

0歳を除く子どもの死因第1位は不慮の事故である。経済産業省では、子どもの安全・安心と健やかな成長発達につながるデザインに優れた製品や取組等を「キッズデザイン賞」として表彰し企業等を支援している。

③ 被害を救済する

指導上のポイント P.13～14の図の上の消費者の相談・苦情が、消費者の救済や企業への指導・勧告につながるの、泣き寝入りしないで消費者が声を上げる重要性を理解させる。消費者ホットラインからつながる「消費生活センター」の役割を説明する。

製造物責任法(PL法)とは？

製造物の欠陥により被害を被った被害者がメーカーに損害賠償請求する場合、以前は民法に基づいてメーカーに故意または過失があったことを証明しなければならなかった。1994年にPL法が施行され、製造物の欠陥で生命・身体・財産に損害を被ったことを被害者が証明すれば、損害賠償を求めることができるようになった。

【携帯電話低温やけど事件(2005年6月)】 携帯電話をズボン前面ポケットに入れてこたつで過ごしたところ、大腿部に低温やけどを負った。→裁判所は同携帯電話には設計上または製造上の欠陥があるとして、製造業者にPL法3条の責任を認めた。認容額221万円。(仙台高裁2010年4月判決)

事故を防ぐ —消費者の意思決定— テキスト P.15～16

●このページのねらい

商品やサービス、販売店を選択する意思決定を通して、自らの消費行動が社会に与える影響を理解し、消費者としてより安全な社会形成に参画する意識をもつ。

1 商品を選ぼう！

〈Q1〉 あなたならどれを選びますか？

➤ 解答例

- ・A:理由は、一番安いから、シルバーがこれしかないから →価格・デザイン重視
- ・B:理由は、ちょっと高いけど、変速もついてライトもLEDだから →機能重視
- ・C:理由は、私はよくライトをつけるのを忘れるから自動点灯 →自分の特性と安全重視

指導上のポイント それぞれの自転車の違いに着目し、実際に買う気持ちで選んでもらう。注目した項目しなかった項目に注目しながら、商品選択の意思決定の際の、各自の基準を振り返らせる。

〈Q2〉 最も安全なものという基準で選んだら、どれになりますか？

➤ 解答例

- ・C:理由は、安全マークがついているから、フレームの強度があるから

指導上のポイント 安全の機能としては、ライト、変速(解説参照)、安全マーク、おすすめのポイントにある強度などが考えられる。特に、安全マークについては、基準や補償などの説明(下記参照)をする。Q1で安全の基準を含めて選択をした生徒の意見を聞き、議論を深める。

〈Q3〉 10代の製品事故の中で最も多いのが自転車の事故です。次の事例を読んで考えましょう。

➤ 解答例

- ・乗り方では…乗りながら携帯電話を使用しない。暗い時は、ライトをつける。常日頃から点検をする。
- ・選び方では…ライトをつけるのを忘れる人は、暗くなったら自動点灯するものを選ぶ。

指導上のポイント 自転車は製品事故の被害者になるばかりか加害者になる場合もあることに注目し、より安全な使い方と商品選択の意思決定に結び付ける。普段自転車を利用している生徒に日頃の使い方やヒヤリハット経験などを聞き議論を深める。

自転車の安全基準

(業界団体が設定した基準)

BAAマーク 一般社団法人自転車協会が、利用者の安全を第一に考え制定した自転車業界の自主基準である「自転車安全基準」に適合した自転車に貼付されるマーク。90か所の検査項目、中でも特に安全性に影響が高い20項目については公的検査機関の検査で合格する必要がある。製造上の欠陥で事故が発生した場合には、製造業者または輸入事業者の責任で補償される。(マークを貼付する場合には、生産物賠償責任保険(PL保険)に加入することが義務)

SG マーク 安全な製品として一般財団法人製品安全協会の基準に合格した製品の全てに付けられる。SG マーク付き製品の欠陥による万が一の人身事故に対して1億円を限度とする「対人賠償責任保険」がついている。被害者対応、事故原因調査、製品に欠陥があった場合の示談折衝、損害賠償措置の一切を製品安全協会が対応する。協会は「消費生活用製品安全法」に基づき設立。現在、自転車を含め124品目(休止含む)に基準を設けている。

自転車の部品用語解説

ダイナモライト 発電機をタイヤに押し付けてまわし発電する仕組みのライト。ペダルが重くなる欠点がある。自らON・OFFする必要がある。

リム ホイールの最も外側にある円状の部品でタイヤのチューブが取りつく。素材は鉄やアルミが多い。

内装3段変速 変速ギアが内部に密封されたタイプ。チェーンが外れることがかなり少なく、止まった状態でも変速が可能。さびや汚れにも強い。

外装6段変速 ギアが露出しているタイプ。内装変速に比べチェーントラブルが起りやすいが、広い範囲の変速が可能。さまざまな地形に細かく対応。

高校生の自転車事故の民事裁判

中高校生が自転車事故の加害者になった場合の損害賠償について、判例で中高校生にも責任能力があるとされている。従って中高校生は就職して収入を得るようになったら損害賠償金を支払うことになる。過失により重大な結果を引き起こした点からすると、自転車事故も自動車事故同様に生じた結果に対して責任を負う。更に刑事責任も問われる。

2 お店を選ぼう！

<Q1> あなたならどこで購入しますか？

➤ 解答例

- ・A:理由は、近いし自分で乗って帰れるから。何かあってもすぐ持って来られるから。
- ・B:理由は、値段も少し安いし、アフターサービスもあるから。
- ・C:理由は、とにかく安い！お店に行く手間がない。服や家電で良く利用している。

指導上のポイント それぞれの販売店の違いに着目し、実際に買うつもりで選んでもらい、販売店を選ぶ意思決定の際の各自の基準を振り返る。

<Q2> 買った翌日から、ブレーキの効きが悪いけれど自分ではうまく調整ができない。どうしますか？

➤ 解答例

- ・家族に、取扱説明書のブレーキ調整の仕方を見ながら調整してもらおう。
- ・近所の自転車屋に持って行き調整をしてもらおう。自分でやれないので有料でも仕方ない。

指導上のポイント ネットショップで購入した場合は、購入先で対応してもらえないことに注目。自転車は、身近だけど保守点検が必要な製品で、自分で調整できない場合の対処について考える必要があることに気づかせる。

<Q3> お店選びは…(中略)消費者が使用する時の安全面を重視して購入した場合、それぞれのお店の存続や商品の品ぞろえ、サービスはどのようなのでしょうか？

➤ 解答例

近所の自転車屋やホームセンターなど安全に乗るための点検整備があるお店は残り、ネットショップでは、安全に配慮した商品の品ぞろえやサービスの内容が充実する。

指導上のポイント 安全を考えた商品の選択がお店の存続だけでなく商品の品ぞろえ・サービスにまで影響することに注目させる。現在ネットショップでは、店頭サービスを組み合わせたり、完全に組み立てた状態で届けるなど安全に配慮しているケースもある。このような自分たちの消費が持つ社会への影響力を理解した上で、日常の選択の意思決定ができるよう促す。

TS マークと損害賠償責任保険

公益財団法人日本交通管理技術協会が審査をして登録された自転車安全整備店にて自転車安全整備士が、自転車の点検・整備を行い安全な自転車であると確認ができた時、安全利用の指導をした上で TS マークを添付することができる。万が一事故にあったときのため被害者救済の付帯保険が設けられている。マーク貼付は有料で、点検・整備料金が貼付料金となる。店舗によって異なるが 1000～2000 円程度。部品は別料金。

	傷害保険	損害賠償保険
第1種 TS マーク(青)	入院加療 15 日以上【一律】1 万円	死亡 または 重度後遺障がい 1～7 級 【限度額】1000 万円
	死亡 または 重度後遺障がい 1～4 級 【一律】30 万円	
第2種 TS マーク(赤)	入院加療 15 日以上【一律】10 万円	死亡 または 重度後遺障がい 1～7 級 【限度額】2000 万円
	死亡 または 重度後遺障がい 1～4 級 【一律】100 万円	

みんなが作る安全な社会 —消費者市民社会へ向けて— テキスト P.17

●このページのねらい

消費者は社会の一員で安全の担い手であることを理解させる。健全な企業を育て、より良い社会を作るために、高校生も消費者市民として社会に関心を持ち、情報発信して社会参画するように促す。

1 製品安全における消費者・企業・行政の役割

指導上のポイント 授業の学習活動を通じて消費者・企業・行政の役割を把握した後、リスクを減らすための三者の役割分担と相互の連携・協力の関係をもう一度明確にする。

【行政の立場】

事故は起きている 1~4 「みんなで考えよう」で行政の立場を理解するため記載した三者の役割は次の通り。

- 消費者行政の担当者:消費生活センター(テキストP.14)や自治体の職員など消費者に身近な担当者
- 消費者庁長官:消費者利益に関する政策の企画立案や消費者安全法等を所管する消費者庁の長
- 内閣総理大臣:消費者庁が設置されている内閣府(外局を含む)の長で、国の行政府である内閣の首長

消費者・企業・行政の取り組み

絶対安全はないからこそ、消費者、企業、行政のリスクを減らす取り組みが大切である。

- ◆消費者:製品の安全設計をしてもリスクは常に存在していることを自覚して、注意して使用する。
- ◆企業:製品に残っているリスクをいかに小さくし受け入れ可能なレベルにするか努力をする。
- ◆行政:これらが確実に実行されているかを確認、保証する。

リスクコミュニケーションの役割

三者がコミュニケーションをし、製品安全を社会の安心につなげていく。

- ◆消費者:事故情報、ヒヤリハット情報を企業に知らせる。
- ◆企業:消費者から情報を収集する。製品に残っているリスク情報を開示する。
- ◆行政:重大事故情報は一刻も早く消費者に伝える。消費者、企業のコミュニケーションを支援する。

2 消費者市民社会へ向けて

消費者教育推進法

消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的として、2012年12月13日に施行された法律。消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育の推進といった基本理念を掲げており、消費者団体や事業者の役割のほか、国や地方公共団体の責務や実施事項として、学校や大学・地域での消費者教育推進、人材の育成などについて定めている。

消費者市民社会とは

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活上に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会情勢及び地球規模に影響を及ぼしうるものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。(消費者教育推進法)

製品安全を通じて消費者市民社会を理解する

製品安全での消費者・企業・行政三者の連携・協力において、消費者の役割は重要で必要不可欠である。個人の製品事故被害という問題が「苦情・相談」という行動を通じて、事故原因の究明や事業者への指導、製品改良などを経て安全安心な社会につながる。(例:手引書 P.15 チャイルドレジスタンス付ライター参照)消費者が関係機関に疑問や意見を発信したり、他者に配慮した意思決定をするといった主体的なアクションを起こすことで、他者を尊重し誰でも安全で暮らしやすい社会=消費者市民社会が形成されていく。

今日の授業の振り返り

①「みんなで考えよう」で、グループで意見を出し合いランキングしてみて、思ったこと、気づいたことは何ですか？

②他のグループの発表を聞いて思ったこと、気づいたことは何ですか？

③今日の授業を受けた感想を自由に書いてください。

最重要

みんなので考えよう ランキングシート

《話し合う立場》

・消費者

・メーカーや販売店

・行政